

山形県入札監視委員会令和6年度第2回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和7年1月21日（火）13時30分～15時30分
- 2 会 場 県庁1502会議室
- 3 出席委員 委員5名（青柳委員、梅津委員、原田委員、古川委員、丸山委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、関係部局職員など計27名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)

① 抽出事案1

令和6年度（債務負担行為）道路施設長寿命化対策事業一般国道345号最上川橋橋梁塗装工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／庄内総合支庁建設部道路計画課】

委員	入札調書の見方について教えていただきたい。 調査基準価格を下回っている業者がいるが、これは即座に失格になるのか。
県	即座に失格にはならない。総合評価落札方式では、標準点100点に、各企業の能力や、地域貢献度等の加算点のほか、入札金額に合わせて品質等確実点が加算される。この品質等確実点は調査基準価格を下回ると0点で調査基準価格以上だと8点が加算される。これらを合わせて技術評価点が算出され、それを入札価格で割って、100万という数字を乗じると、評価値が算出される。この評価値の大きい方から順位をつけて1位になった業者に対して入札参加資格の審査を行い、問題なければ落札決定を行う。今回の落札業者は調査基準価格を超えているが、もし、調査基準価格を下回る業者が評価値1位になった場合には、開札後に低入札調査を行い、落札業者として妥当かどうかを判断することになる。
委員	入札調書の品質等確実点というものが0点になるということか。
県	そのとおり。
委員	総合点数の主観点が、すごくばらつきがあるが特に問題ない

	か。
県	今回の入札条件で、主観点を参加要件としていないため、ばらつきがあることが特に問題になることはない。
委員	評価値算出の計算で、入札価格ではなく調査基準価格を使う場合はどのような場合か。
県	評価値の計算方法については、基本的には入札価格で割るが、調査基準価格を下回っている場合には、調査基準価格で割ることになっている。
委員	今回の工事は全体の中で2期目ということだが、1期目の工事の落札業者は今回の落札業者と同じか。また、今回の入札には参加したのか。
県	別の業者であり、今回の入札に参加している。
委員	1期目の工事は既に終了しており工期が重なることはないという認識で合っているか。
県	そのとおり。
委員	今回3分割して発注したのはなぜか。まとめて発注した方が金額も総額として下がるのではないか。予算が関係するか。
県	3分割したのは予算上の理由もある。また工期としても2年かかるということで、それ以上であれば現場の方が長すぎるということで、3分割して発注している。
委員	調査基準価格と同額を入札している業者がいるのはなぜか。
県	予定価格を事前公表しており、歩掛りも公表されている。調査基準価格の算出方法も公表されているため、それらを使用して積算すれば入札価格が調査基準価格と同額になることもありえるかと思われる。

② 抽出事案2

令和5年度(明許)道路改築事業(防災安全)一般国道287号(杉山(2))
地質調査業務委託

【建設工事関連業務委託/指名競争/置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課】

委員	2回行っている契約変更の内容をそれぞれ教えていただきたい。
県	本地質調査業務と並行して橋梁の設計委託も発注しているが、当初設計の深さでは、橋梁の設計に必要な安定した地層が得られなかったため、第1回変更として4箇所計100メートル(70m増工)とした。その後得られたボーリングのコアが、想定より弱いものであったため、より詳細な室内試験を行うため第2回変更として増工した。

委員	変更後契約金額が当初契約金額の倍以上の金額になっており、工期も伸びているが、別発注することは出来なかったのか。
県	橋梁の設計に必要な安定した地層がどの深さであるのか等を確認しないと、別業務の橋梁の設計に反映できず橋梁設計が完了できなくなり、途中で打ち切ることが困難であるため、引き続き増工しながら契約を締結している。
委員	第2回変更の室内試験については、当初契約の調査業務に含まれていないのか。
県	含まれていない。
委員	入札調書を見るとそれぞれの業者の入札価格に100万円程度の開きがあるが、最新の積算システムを使用している業者は高い精度で積算できるといった状況があるのか。
県	個々の業者の事情については把握していないためわかりかねる。
委員	結果として当初契約金額の倍以上になってしまっているが、当初の設計が適正だったのかどうかについてはどう捉えているか。
県	今回の橋梁形式の場合、橋梁のカタログによれば、10メートル程度の深さで支持力が得られるのが一般的な実績であることから、それを参考に当初設計を行っている。最寄りでの発注実績もないため、今回はこのような設計で発注せざるを得なかった。
委員	金額や施工内容が大幅に変わってくると、受注業者も困るかと思われるので、発注の仕方については次回以降ご検討いただきたい。

③ 抽出事案3

令和5年度林道二口線改良工事（補正）

【建設工事／一般競争入札（条件付）村山総合支庁産業経済部森林整備課】

委員	当初契約の工期が10月31日に対し、変更契約の契約日が令和6年10月29日とギリギリになっているのはなぜか。法面の面積が増える、増えた工事を延期しなければならないという事実を把握したのがギリギリだったからなのか。
県	法面の面積が増える事実はもっと以前に把握していたが、増えたことによってほかの部分での変更が無いかなどの確認作業等を行っていた。それらの確認が終わって契約変更を行ったのが10月29日ということになる。
委員	変更後の工期は11月29日までだが11月12日に下請結果報告書が提出されている。これはこの時点で工事が終了しているのか、

	それとも11月29日までは元請業者だけ作業をしているのか。
県	11月12日に工事は終了しており、そのため下請結果報告書も11月12日付けでもらっている。元請業者の工事完了検査も11月15日付けで行っている。

④ 抽出事案4

債務負担行為工事県庁舎冷温水発生機（RH-1）分解整備工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／総務部管財課】

委員	最低制限価格算定表の工事価格と不一致とはどういうことか
県	直接工事費の額、共通仮設費相当額等の合計が、1,000円未満の端数を切り捨てた工事価格（税抜き）と一致しないということ。
委員	最低制限価格算定表の中に92.5%という表示があるが何か。
県	直接工事費の額、共通仮設費相当額等の合計額に対して92.5%ということ。
委員	山形県内で入札参加可能業者数を20者以上と見込んでいたが、3社応札と少ない理由について把握しているか。
県	冷温水発生機はそれぞれメーカーがあり、メーカーごとに分解整備ができる企業は限られている。そのため応札する業者が少なかったものと思われる。
委員	入札参加可能業者数の設定とは基準が違うということか
県	入札条件としては、給排水の管工事等に準拠して行っているため、それを基準として適用し、入札可能業者数としては20者以上を確保しているということで認識をしている。
委員	他の冷温水発生機についての入札の際も応札者数は少なかったということなのか。
県	他の冷温水発生機の場合、応札いただいたのは3社であった。落札業者は別の業者であった。

⑤ 抽出事案5

令和6年度山形県立河北病院空調用中央監視装置更新工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／病院事業局県立病院課】

委員	入札参加可能業者数は何者か。
県	今回応札可能な業者は、格付要件が管工事のA等級で地域要件が村山総合支庁管内の業者で32者である。
委員	当初契約金額8,600万円に対し下請金額が6,100万円と下請金額の割合が大きいがなぜか
県	下請業者は今回導入する空調監視装置のメーカーであり、装

	置の製造とソフトウェアの製作及びその試運転調整の作業も含めての下請となっているため、金額の割合が大きい。
委員	それにしても8,600万円に対し下請金額が6,100万円は多いと感じているが、こういった割合は他の工事でもあり得るのか。
県	通常の建築工事等であれば、直接元請業者の行う作業が多い場合が多数だが、今回の工事は下請のメーカー側でできない作業の方が多くなってしまっている。こういったメーカー側の作業の割合が大きな工事の場合は、このように下請金額の割合が大きくなることはあり得る。
委員	今回の空調監視装置の更新工事は、従前の設備を利用した更新工事なのか、それともシステムや設備自体を一新するような趣旨の更新工事なのか。
県	空調設備自体は既存のものをそのまま使うが、それを管理している監視装置の方は今回一式更新を行った後、試運転調整を行って既存空調設備の動作確認を実施する。
委員	そうすると、監視装置の機器やシステムを一新し、それを購入して取り付ける工事だったという認識で間違いないか。
県	そのとおり。

⑥ 抽出事案6

令和6年度道路空間DX事業費山形県道路空間3次元点群データプラットフォーム導入業務委託

【建設工事関連業務委託／随意契約／県土整備部道路保全課】

委員	公募型プロポーザル募集要領の提案上限金額より契約金額の方が低いのはなぜか。
県	公募型プロポーザル方式では、参加企業に業務の提案をしていただき、最優秀提案者を選定してその後に随意契約をするという手続きになっている。最優秀提案者から提案のあった金額を予定価格として見積合せを行い決定している。
委員	提案の中の年度別運用コストについて、運用支援に操作説明やワークショップの開催等という記載があるが、これらも含めて5年間の運用コストはそれぞれ定額ということなのか。
県	そのとおり。
委員	県道の内1,400キロ程度はデータを取得済みということだが、その時もこういったプラットフォーム構築という形で業務委託を行ったのか。
県	県が管理する道路が約3,100キロメートルあり、この内、舗装しているのは約2,800キロメートルになる。令和4、5年度

	<p>にこの内の1,400キロメートルのデータを取得しているが、その際は単にデータを取得するだけのものであり、プラットフォームの構築は行っていない。また、入札もプロポーザル方式ではなく通常の入札で行っている。</p>
委員	<p>令和4、5年度のデータ取得業務の際の業者は今回の随意契約の業者と同じか。</p>
県	<p>別の業者である。</p>
委員	<p>直近で増額や期間の変更はあるか。</p>
県	<p>そういった変更はない。</p>
委員	<p>輸出管理法令など、情報流出の観点から検討しているか。</p>
県	<p>内部でも検討したが、取得した範囲からも今回はそういった制限は設けていない。他県の先行事例でも、制限はしていないようだ。</p>